



令和8年5月13日

電力・ガス取引監視等委員会

長期脱炭素電源オークションに係る応札価格の監視結果について (応札年度:2025年度)

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、本年1月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2025年度)」に応札された案件のうち、落札候補となる応札案件全件の応札価格の監視を行いました。

今般、委員会は監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点

- ・ 長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であるため、委員会が、長期脱炭素電源オークションガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、応札後に監視することとしています。
- ・ 監視対象は、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件の応札価格となります。
- ・ 今般、「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2025年度)」について、応札価格の監視を行いました。

2. 監視の方法

- ・ 落札候補となる応札案件全件について、各事業者に対し、応札価格の算定方法及び算定根拠の説明を求め、応札価格に含まれる費用項目ごとに、以下の監視を行いました。

① 建設費、人件費、修繕費、その他のコスト(委託費、消耗品費等)、可変費代表印が押された信頼できる証憑等の必要書類が揃っていることを前提として、以下のとおり監視を行う。

競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。

競争を伴う入札や相見積もりが未実施(予定価格のみ存在)の場合や特命発注を行う場合(特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認)は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。具体的には、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、応札価格に含めることは認めない。上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額と

なっている等の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認められた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

- ② 系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、資本コスト
ガイドラインに記載されている応札価格に織り込むことが認められるコスト
において定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。

3. 監視の結果

- ・ 落札候補となる応札案件全件(23者 34電源¹)について、応札価格の監視を行った結果、応札価格に含めることが認められない金額を確認したことから、該当する18者 26電源に対し、その旨の通知を行いました。
- ・ その後、17者 25電源については、通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認しました。
- ・ また、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した1者 1電源について、応札の取下げの申し出がありました。これに伴う追加的な監視の必要はありませんでした。
- ・ 監視の結果、監視後の応札の取下げに備えて追加で監視した案件を除いた電源(23者 33電源)の当初約定総額² は約 6,276 億円/年³ であったところ、応札価格から減額する金額は約定総額で約 4 億円/年となり、応札の取下げに伴う減額は約 80 億円/年となりました。

(参考) 今回の監視を通じて確認された、応札価格に含めることが認められないとした項目の例

- ✓ 建設費のうち、供給力提供開始年度に発生する運転維持費
- ✓ 建設費のうち「使用を継続する設備の残存簿価」について、土地・電話加入権などの非償却資産
- ✓ 建設費のうち、ガイドラインで認められた予備費の範囲を超える部分
- ✓ 人件費のうち「2倍の水準」を超える部分について、人員数や単価などを確認するとともに、賃金水準に関する統計データなどとの比較を行った結果、合理的な理由があるとは認められない部分
- ✓ 建設費、系統接続費、固定資産税、人件費、事業税、その他のコスト及び可変費について、誤って過大に算定していた部分
- ✓ 消費税込みで計算された建設費、発電側課金及びその他のコストについて、その消費税分

(以上)

¹ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件まで加え、監視後の応札の取下げに備えて監視対象の案件(1電源)を追加しました。

² 長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の還付を控除した金額が、実質的な容量拠出金・容量確保契約金額となります。

³ 各電源ごとの「応札価格(円/kW/年) × 応札容量(kW)」の合算。

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 栗谷

担当者:宇野、齋藤、寺島、山脇、秀嶋、中田

電話:03-3501-1511(内線 4381)